

別冊【作成例・記載例】

目 次

1	規約作成例 -----	1
2	総会議事録作成例	
(1)	認可申請の場合 -----	10
(2)	事業報告等の承認・告示事項変更の場合 -----	12
(3)	参考例 総会資料-----	14
(4)	参考例 総会における委任状・議決権行使書-----	18
(4)	参考例 規約改正の議案 -----	21
(5)	参考例 財産目録及び財産目録付属明細書-----	22
3	申請書等の記載例	
・	認可申請書 -----	24
・	構成員名簿 -----	25
・	代表者承諾書 -----	26
・	裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について -----	27
・	代理人の有無 -----	28
・	告示事項証明書交付請求書 -----	29
・	告示事項証明書（地縁団体台帳の写し） -----	30
・	告示事項変更届出書 -----	32
・	規約変更認可申請書 -----	33
・	認可地縁団体印鑑登録申請書 -----	34
・	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書兼証明書 -----	35
・	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 -----	36
・	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書-----	37
・	各種申請等に係る委任状 -----	38

1 規約作成例

〇〇〇自治会規約

※ 規約の名称についての制限は、特にありません。「〇〇〇自治会会則」でも可。

(目的)

第1条 本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

※ 目的は、必要的記載事項です。

※ 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。また、営利や政治的な目的を規定することはできません。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) 防火、防犯灯に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

※ 地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

(名称)

第3条 本会は、〇〇自治会という。

※ 名称は、必要的記載事項です。

※ 名称には特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないかご注意ください。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

(区域)

第4条 本会の区域は、穴粟市〇〇町〇〇全域及び〇〇番〇から〇〇番〇までとする。

※ 区域は、必要的記載事項です。

※ 字界と一致していない場合などは、「穴粟市〇〇町の区域のうち別図に定める区域

とする。」としても構いません。

（事務所の所在地）

第5条 本会は、事務所を宍粟市〇〇町××△△番地〇に置く。

※ **主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です。**

※ 事務所の所在地が、その団体の住所となります。「代表者の自宅に住所を置く。」とすることもできますが、公民館等、集会施設の地番としておくのが一般的です。

（会員）

第6条 第4条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、本会の事業を賛助するため、総会で表決権を有しない賛助会員となることができる。

※ **構成員の資格に関する事項は、必要的記載事項です。**

※ 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。また、法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できないものと解されています。

（会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

※ 規約に会費の金額も含めて規定することができますが、金額を変更する場合は規約も変更しなければならないため、一般的には金額は別に定めます。

（入会）

第8条 本会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

2 本会は、前項の届出があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第9条 会員は、本会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1） 本会の区域内に居住しなくなったとき。

（2） 死亡又は解散したとき。

（3） 会費を〇年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

※ **構成員の資格に関する事項は、必要的記載事項です。**

※ 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会した会員が納入した入会金、会費その他抛出金品は、返還しない。

※ 退会会員に抛出金品を返還しない場合の例です。

(役員)

第 11 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 〇〇委員 〇名
- (5) 監事 〇名

(役員を選出)

第 12 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 〇〇委員は、本会の事業推進を図り、会務を処理する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

※ 「代表者に関する事項」は、必要的記載事項です。

※ 必ず会長を1人置くことが必要です。代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務がある場合は、その事項を定めてください。

※ 監事は1人以上置くことが適当です。又会務の執行を監査する役職上、会長、副会長は兼務不可、その他の役員との兼務を避ける必要があります。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第 12 条により補充することができる。

この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 役員の任期についての制限は特にありませんが、あまりにも短期間であったり、逆に長期間であったりすると、さまざまな問題が発生すると思われます。

（総会の種別）

第 15 条 総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第 16 条 総会は、会員をもって構成する。

（議決事項）

第 17 条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定、改廃に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

（通常総会）

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

（臨時総会）

第 19 条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

※ 「会議に関する事項」は、必要的記載事項です。

※ 通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。

※ 総会は、地方自治法第 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回は開催しなければいけません。また、地方自治法 260 条の 4 の規定により、年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。

※ 事業計画の決定や事業報告の承認、予算の決定、決算の承認などは、総会で決定する重要事項になります。

※ 「5 分の 1」については、団体の判断で変更することができます。

(招集)

第 20 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

※ 総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも 5 日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

※ 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。

※ 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。

(定足数)

第 22 条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 定足数は地方自治法にて規定がないため、「総会員の過半数」のところを「世帯数の過半数」等と規定することも可能です。

※ 議決数には、第 25 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。

(表決権)

第 24 条 会員は、総会において各々 1 箇の表決権を有する。

2 次に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) 会費決定に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) 財産目録及び監査結果等の承認に関すること。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ

め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 22 条及び第 23 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

※ 第 24 条第 2 項は、世帯の代表者が代表して表決権を行使できることを意味しています。表決権は、会員 1 人 1 票を原則としますが、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位で表決権を行使することができるものと解されています。逆に「規約の変更」や「財産の処分」、「解散の議決」のような重要事項は、世帯単位での議決は認められません。

（議事録）

第 26 条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

※ 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。

（役員会の構成）

第 27 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

※ 地縁による団体の意思決定は総会で行いますが、すべてを総会で決定することは困難ですので、役員会で実務上の事項を決定することができます。ただし、規約の変更などの重要事項を役員会で決定することはできません。

※ 監事については、役員を監視する役目がありますので、役員会のメンバーから除くことが適当です。ただし、オブザーバーとして出席させることは構いません。

（役員会の権能）

第 28 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第 29 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第 30 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（役員会の定足数等）

第 31 条 役員会には、第 22 条、第 23 条、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

※ 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。

（資産の構成）

第 32 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める財産目録に掲げる資産

（資産の管理）

第 33 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第 34 条 本会の資産で第 32 条第 6 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第 35 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

※ 「資産に関する事項」は、必要的記載事項です。

※ 別に定める財産目録に、すべての資産をあげておく必要があります。また、資産の処分は重要事項なので、通常の過半数議決より厳格な議決を定めることが望ましいとされています。

（事業計画及び収支予算）

第36条 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び収支決算）

第37条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

※ 事業計画や予算・決算などは、地縁による団体の重要事項ですので、総会の議決や承認が必要です。

※ 事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要になりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回行うのが通例です。しがたって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないこととなりますので、上記のように定めておくことが、実務上適当です。

※ 会計年度についての制限は特にありませんが、一般的には、4月1日から翌年3月31日までとなります。

（規約の変更）

第39条 この規約は、総会において、総会員数の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第40条 本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 本会の解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

※ 残余財産については、個人や営利法人などに帰属させることは地縁による団体としての目的からして適当ではないので、同じような目的を持ち、公益的な事業を行う法人に帰属させることが望ましいと思われます。

（書類及び帳簿の備え付け）

第41条 本会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- （1） 規約
- （2） 会員名簿
- （3） 役員名簿
- （4） 認可及び登記に関する書類
- （5） 総会及び役員会の議事録
- （6） 収支に関する帳簿及び証拠書類
- （7） 財産目録等資産の状況を示す書類
- （8） その他必要な書類及び帳簿

※ 認可地縁団体は、認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、その主たる事務所に備え置いてください。特に事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了のときに財産目録を作成してください。また、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を行ってください。

（委任）

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

※ 規約施行上の細則等を定めることについては、会長でも役員会でもかまいませんが、委任することについて総会で議決しておく必要があります。

※ 細則等としては、弔慰金規程、見舞金規程、旅費規程、選挙規程、表彰規程、会費規程、役員報酬規程等が考えられます。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

（旧規約の廃止）

2 ○○○○○自治会規約（昭和○○年○月○日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、令和 年 月 日までとする。

4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立初年度の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和 年 月 日までとする。

※ 設立初年度は事業年度や会計年度が変則であることから、附則第3項から第5項を定めておくことが望ましいと思われます。

2 総会議事録等作成例

(1) 認可申請の場合

令和 年度 ○○自治会 臨時総会議事録

1 日 時 令和○年○月○日 ○○時○○分 ～ ○○時○○分

2 場 所 ○○公民館

3 総会員数 ○○人

4 出席会員数 ○○人（うち委任状出席○名、書面表決者○人）

5 議 案

第1号議案 法人格取得の件

第2号議案 規約に関する件

第3号議案 構成員に関する件

第4号議案 事業計画及び収支予算に関する件

第5号議案 役員に関する件

第6号議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件

6 議事の経過の概要及びその結果

・総会の議長は、○○○○が務めた。

・全ての議案について承認された。

7 議事録署名人の選任

・議事録署名人に、○○○○と○○○○が選任された。

8 会議の顛末

総会開会にあたり、○○○○会長から本総会は総会員数の過半数の出席により
総会が有効に成立した旨の報告があった。

(1) 議長選出の件

会長が議長に○○○○を選任し、異議なく承認された。

結びは、「満場一致で承認された」又は「出席者の全員（又は過半数又は
4分の3以上）をもって可決した」と記述してください。

「賛成多数」では、何人が賛成で何人が反対であったのかが不明のため記
述しないでください。

(2) 議事録署名人選出の件

議長が議事録署名人に○○○○と○○○○を指名し、異議なく承認された。

(3) 第1号議案 法人格取得の件について

（質疑応答の要旨及び結果を明記すること。以下各議題につき同じ。）

・・・・・・・・・・について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。

- (4) 第2号議案 規約に関する件について
.....について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。
- (5) 第4号議案 構成員に関する件について
.....について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。
- (6) 第5号議案 事業計画及び収支予算に関する件について
.....について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。
- (7) 第6号議案 役員に関する件について
.....について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。
- (8) 第7号議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件について
.....について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。
- 9 議長退任 議長 退任あいさつ
- 10 閉会 会長 閉会あいさつ

この議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が次のとおり署名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 〇〇 〇〇 ㊟

議事録署名人 〇〇 〇〇 ㊟

議事録署名人 〇〇 〇〇 ㊟

(2) 事業報告等の承認・告示事項変更の場合

令和 年度 ○○自治会 通常（臨時）総会議事録

1 日 時 令和○年○月○日 ○○時○○分 ～ ○○時○○分

2 場 所 ○○公民館

3 総会員数 ○○人

4 出席会員数 ○○人（うち委任状出席○名、書面表決者○人）

5 議 案

第1号議案 令和○○年度事業報告の件

第2号議案 令和○○年度収支決算報告の件

第3号議案 令和○○年度役員選任の件 **【※代表者の氏名及び住所は告示事項】**

第4号議案 令和○○年度事業計画（案）の件

第5号議案 令和○○年度収支予算（案）の件

6 議事の経過の概要及びその結果

- ・総会の議長は、○○○○が務めた。
- ・全ての議案について承認された。

7 議事録署名人の選任

- ・議事録署名人に、○○○○と○○○○が選任された。

8 会議の顛末

総会開会にあたり、○○○○会長から本総会は総会員数の過半数の出席により総会が有効に成立した旨の報告があった。

(1) 議長選出の件

会長が議長に○○○○を選任し、異議なく承認された。

結びは、「満場一致で承認された」又は「出席者の全員（又は過半数又は4分の3以上）をもって可決した」と記述してください。

「賛成多数」では、何人が賛成で何人が反対であったのかが不明のため記述しないでください。

(2) 議事録署名人選出の件

議長が議事録署名人に○○○○と○○○○を指名し、異議なく承認された。

(3) 第1号議案 令和○○年度事業報告の件について

（質疑応答の要旨及び結果を明記すること。以下各議題につき同じ。）

・・・・・・について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。

(4) 第2号議案 令和○○年度収支決算報告の件について

・・・・・・について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。

(5) 第3号議案 令和○○年度役員選任の件について

・・・・・・について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。

(6) 第4号議案 令和〇〇年度事業計画（案）の件について
・・・・・・・・・・について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。

(7) 第5号議案 令和〇〇年度収支予算（案）の件について
・・・・・・・・・・について、本議案は原案どおり異議なく承認可決された。

9 議長退任 議長 退任あいさつ

10 閉会 会長 閉会あいさつ

この議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が次のとおり署名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年度
〇〇自治会 第〇回通常総会

※表紙

日 時 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇～
場 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇 〇 自 治 会

第1号議案

令和〇〇年度事業報告書及び令和〇〇年度収支決算報告書について、次のとおり承認を求める。

令和〇〇年度事業報告書

主な活動実績

実施年月日	事業内容	摘要
〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇公民館
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

第2号議案

令和〇〇年度収支決算報告について、次のとおり承認を求める。

令和〇〇年度収支決算報告

(令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日)

収入決算額	金〇〇〇〇円也
支出決算額	金〇〇〇〇円也
差引	金〇〇〇〇円也

1 収入の部 (単位：円)

科目等	予算額	決算額	摘要
会費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	会費 〇〇〇〇 賛助会費 〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

2 支出の部 (単位：円)

科目等	予算額	決算額	摘要
〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

監 査 報 告 書

〇〇自治会規約第 13 条第 5 項の規定により、〇〇年度事業の執行状況、資産の状況及び収支について、関係する書類、帳簿等を監査した結果、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会会長様

監事 〇 〇 〇 〇 印
監事 〇 〇 〇 〇 印

第 3 号議案

現役員の任期満了に伴い、〇〇自治会規約第 12 条の規定により、新役員（会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名、〇〇委員〇名、監事 2 名）の選任を求める。

会 長	副会長
会 計	
〇〇委員	〇〇委員
〇〇委員	〇〇委員
・ ・ ・ ・	
監 事	監 事

第 4 号議案

令和〇〇年度事業計画（案）について、次のとおり承認を求める。

令和〇〇年度事業計画（案）

.....
.....
.....
.....

主な活動計画

実施年月日	事業内容	摘要
〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇公民館

・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

第 5 号議案

令和〇〇年度収支予算（案）について、次のとおり承認を求める。

令和〇 〇 年 度 収 支 予 算 （ 案 ）

（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日）

収入予算額	金〇〇〇〇〇円也
支出予算額	金〇〇〇〇〇円也
差引	金〇〇〇〇〇円也

1 収入の部 （単位：円）

科目等	予算額	決算額	摘 要
会費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	会費 〇〇〇〇 賛助会費 〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

2 支出の部 （単位：円）

科目等	予算額	決算額	摘 要
〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

参考様式（委任状の例①）

委 任 状

私は、 ○ ○ □ □ を代理人と定め、下記の

権限を委任します。

記

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の令和〇〇年度〇〇〇〇会総会における議決権

行使の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇会 議長 様

会員住所 **宍粟市〇〇町〇〇15番地**

会員氏名 〇〇 △△

印鑑

印

参考様式（委任状の例②）

委 任 状

私は、 ○ ○ □ □ を代理人と定め、下記の権
限を委任します。

記

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の令和〇〇年度〇〇〇〇会総会における議
決権行使の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇会 議長 様

住 所	宍粟市〇〇町××123番地2	
会 員 氏 名	○ ○ ○ ○	
住 所	宍粟市〇〇町××123番地2	
会 員 氏 名	□ □ □ □	
住 所	宍粟市〇〇町××123番地2	
会 員 氏 名	△ △ △ △ （親権者を代表して同意します：○ ○ ○ ○）	
住 所	宍粟市〇〇町	
会 員 氏 名		
住 所	宍粟市〇〇町	
会 員 氏 名		
住 所	宍粟市〇〇町	
会 員 氏 名		

議 決 権 行 使 書

報告第〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

原案を ・ ☒ 承認する ・ ☐ 承認しない

第〇号議案 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

原案を ・ ☒ 承認する ・ ☐ 承認しない

第〇号議案 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

原案を ・ ☒ 承認する ・ ☐ 承認しない

第〇号議案 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

原案を ・ ☒ 承認する ・ ☐ 承認しない

第〇号議案 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

原案を ・ ☒ 承認する ・ ☐ 承認しない

第〇号議案 附帯決議について

原案を ・ ☒ 承認する ・ ☐ 承認しない

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、上記のとおり議決権を行使します。

〇〇〇〇会会員

○

○

△

△

印鑑

㊞

(4) 参考例 規約改正の議案

例文①【新旧対照表方式】

第〇号議案

〇〇自治会規約を次のように改める。

〇〇自治会規約新旧対照表

旧規約	新規約
〇〇自治会規約 第 11 条 本会に、次の役員を置く。 (1) 自治会長 1 名 (2) 副自治会長 <u>2 名 (会計兼務)</u> <u>(3)</u> 監事 2 名	〇〇自治会規約 第 11 条 本会に、次の役員を置く。 (1) 自治会長 1 名 (2) 副自治会長 <u>1 名</u> <u>(3)</u> 会計 1 名 <u>(4)</u> 監事 2 名

提案理由：副自治会長を 1 名とし、新たに会計を創設したため

変更箇所の下線を引いてください

例文②【改め文方式】

第〇号議案

〇〇自治会規約を次のように改める。

第 11 条第 2 号中「2 名 (会計兼務)」を「1 名」に改め、同条第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 会計 1 名

※ 規約を変更した箇所と変更した内容が明確に分かれれば、上記 2 種類の方法以外で規約を変更してもかまいません。
分かりやすい方法で作成してください。

(5) 参考例 財産目録及び財産目録付属明細書

財産目録とは、当該事業年度末日現在におけるすべての資産および負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものです。

〇〇自治会財産目録

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

区 分	金額(単位:円)		
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金 現金手許有高	*****		
(2) 普通預金 〇〇農協〇〇支店	*****		
(3) 定期預金 〇〇農協〇〇支店	*****		
(4) 未収会費 〇〇年度会費 〇名分	*****		
流動資産合計		*****	
II 固定資産			
1 土地 〇〇筆			
2 建物 〇〇棟			
3 什器備品 一式	*****		
4 有価証券 〇〇件	*****		
5 電話加入権 〇〇件	*****		
6 保証金 〇〇件	*****		
7 定期預金 〇〇農協〇〇支店	*****		
8 歴史的資料	*****		
固定資産合計	*****	*****	
評価せず			
資 産 合 計			A *****
(負債の部)			
I 流動負債			
1 未払金 〇〇件	*****		
2 短期借入金 〇〇農協〇〇支店	*****		
流動負債合計		*****	
II 固定負債			
1 長期借入金 〇〇農協〇〇支店	*****		
2 受入保証金 〇〇件	*****		
固定負債合計		*****	
負 債 合 計			B *****
差引正味財産(A-B)			*****

注 財産目録には、金銭評価ができない資産も「評価せず」として財産目録に記載することができません。

〇〇自治会財産目録付属明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

区分		場所・ 数量等	取得 年月日	使用目的	取得価格	当期末 残高
資産の部						
流動資産						
現金預金	現金	手元保管		運転資金として		****
	普通預金	〇〇農協		運転資金として		****
未収会費		〇年度会費〇名分		運転資金として		****
固定資産	土地	〇〇市〇〇 A=〇〇㎡		公益目的保有財産で あり、公益目的事業及 び管理運営に使用	****	****
	...	...		...		
	保証金			〇〇事務所保証金		****
	...	...		...		
負債の部						
流動負債						
未払金				印刷製本費ほか		****
....				...		
固定負債						
長期借入金		〇〇銀行		〇〇会館建設費		****
受入保証金		〇〇事務所		保証金		****

※流動資産

- ・現金: 固定資産に計上したもの以外の現金
- ・預金: 固定資産に計上したもの以外の普通預金、定期預金
- ・未収会費: 確実に回収が見込まれる未納分の会費
- ・有価証券: 売買目的で保有市場性のある有価証券

※固定資産(「基本財産」とした固定資産)

- ・土地、建物
- ・什器備品: 消耗品に該当しない減価償却資産である物品・器具等
- ・投資有価証: 長期保有の有価証券
- ・保証金: 賃貸契約締結等の際に差入れられた額
- ・「基本財産」とした定期預金

※流動負債

- ・未払金: 今期の事業費等で支払が翌期になるもの
- ・短期借入金: 返済期限が1年以内の借入金の元本

※固定負債

- ・長期借入金: 返済期限が1年超の借入金の元本
- ・受入保証金: 賃貸契約等の際に保証金等として受入れた額

3 申請書等の記載例

様式第1号(地方自治法施行規則第18条関係)

令和〇〇年××月□□日

宍粟市長 様

この自治会等の印鑑を持参してください。

規約で定めた自治会の名称、及び主たる事務所の所在地を記入してください。
(記載されているものを告示します。)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称 **〇〇自治会**
所在地 **宍粟市〇〇町××番地2**

自治会長
之印

会長の氏名と住所をご記入ください。また、認印(シャチハタ不可。以下同じ)を押印してください。

代表者の氏名及び住所
氏 名 **宍粟 太郎**
住 所 **宍粟市〇〇町××3番地2**

宍粟

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を証する書類した書類
- 5 代理人の有無を証する書類
- 6 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載
- 7 申請者が代表者であることを証する書類

様式第2号

構 成 員 名 簿

申請月の1日現在
としてください。

ページ数 (1)

団体名称 [○○自治会]

構成員数 (535 人)

令和○○年○月1日現在

番号	氏 名	住 所
1	宍粟 太郎	宍粟市○○町××3番地2
2	宍粟 花子	宍粟市○○町××3番地2
3	宍粟 笹男	宍粟市○○町××3番地2
4	宍粟 笹子	宍粟市○○町××3番地2
5		宍粟市○○町.....
6		宍粟市○○町.....
7		宍粟市○○町.....
8		宍粟市○○町.....
9		宍粟市○○町.....
10		宍粟市○○町.....
11		宍粟市○○町.....
12		宍粟市○○町.....
13		宍粟市○○町.....
14		宍粟市○○町.....
15		宍粟市○○町.....
16		宍粟市○○町.....
17		宍粟市○○町.....
18	宍粟 次郎	宍粟市○○町××300番地
19		宍粟市○○町.....
20		宍粟市○○町.....

世帯代表者だけでなく、構成員になる人（家族）はすべて記載してください。

例

宍粟太郎は世帯主
 宍粟花子は妻
 宍粟笹男は子
 宍粟笹子は子

代 表 者 承 諾 書

令和〇〇年□□月××日の自治会総会において、このたびの申請に係る
代表者として選任されたので、これを受諾いたします。

令和〇〇年××月□□日

総会の日としてく
ださい。

住 所 **穴栗市〇〇町××3番地2**

氏 名 **穴 栗 太 郎**

穴
栗

自署の上、個人印
を押印してくださ
い。

書類の提出日と
してください。

令和〇〇年××月□□日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

団体名称 〇〇自治会

民事保全法に基づく、裁
判所による処分があれ
ば、ご記入ください。

代表者名 穴 栗 太 郎



1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ ☒ 無)

2 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ ☒ 無)

有の場合

住所

氏名 _____ 印

民事保全法に基づく、裁
判所による処分があれ
ば、ご記入ください。

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

※ 該当する団体は「有」に○印を入れ、該当のない団体は、「無」の番号に○印を
してください。

書類の提出日と
してください。

令和〇〇年××月□□日

代理人の有無

民事保全法に基づく、裁判所による処分があれば、ご記入ください。

団体名称 〇〇自治会

代表者名 穴栗太郎



1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 住所

氏名 _____ 印

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

※該当のない団体は、「無」に○印を入れて届出してください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

告示事項証明書交付請求書

書類の提出日と
してください。

→ 令和〇〇年××月□□日

宍粟市長 様

窓口に来られる方
としてください。

請求者 住所 **宍粟市〇〇町××13番地2**

氏名 **音 水 花 子**

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、次の地縁団体にかかる同条
第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁による団体の名称 〇〇自治会

2 事務所の所在地 宍粟市〇〇町××3番地2

3 請求部数 3 枚

(注) 証明手数料として1通 300 円必要になります。

市記入欄： 年 月 日 証明書を交付してよろしいか。

課長	副課長	係長	係員	起案者

地 縁 団 体 台 帳 （ 兵 庫 県 宍 粟 市 ）						
枚 数	名称		代表者に 関する 事項	年月日	年 月 日	
				原因		
	〇〇自治会	〇〇年 〇月 〇日認可		告示年月日	年 月 日告示	
		〇〇年 〇月 〇日告示		年月日	年 月 日	
				原因		
	年 月 日認可			告示年月日	年 月 日告示	
	年 月 日告示			年月日	年 月 日	
	主たる事務所			原因		
	宍粟市〇〇町××3番地2	〇〇年 〇月 〇日認可		告示年月日	年 月 日告示	
		〇〇年 〇月 〇日告示		年月日	年 月 日	
				原因		
	年 月 日			告示年月日	年 月 日告示	
	年 月 日告示			年月日	年 月 日	
	年 月 日			原因		
	代表者に 関する 事項	年月日		告示年月日	年 月 日告示	
		原因		年月日	年 月 日	
	宍粟 太郎	告示年月日		原因		
		年月日		〇〇年 〇月 〇日	告示年月日	年 月 日告示
		原因		就 任	年月日	年 月 日
	告示年月日			原因		
	〇〇年 〇月 〇日告示			告示年月日	年 月 日告示	
	年月日			年月日	年 月 日	
	原因			原因		
	告示年月日			告示年月日	年 月 日告示	
	年月日			年月日	年 月 日	
	原因			原因		
	告示年月日			告示年月日	年 月 日告示	
認可年月日					〇〇年 〇月 〇日	
台帳を起こした年月日					年 月 日	

名称等欄丁

1/4

名称	
規約に定める目的	
• • • • •	

目的欄 丁 2/4

名称	書類が2枚以上に渡る場合は、ホッチキスで綴じ、綴じ目に割印を押します。 原本証明は最終頁の余白に行います。
区域	
• • • • •	

区域欄 丁 3/4

名称	
その他の事項	
• • • • •	

この地縁団体台帳の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和○年○月○日

兵庫県宍粟市長 ○ ○ □ □

公印

その他欄 丁 4/4

様式第9号(地方自治法施行規則第20条関係)

書類の提出日と
してください。

令和〇〇年××月□□日

宍粟市長 様

主たる事務所の所在地は、
規約でご確認ください。(例
えば、事務所の所在地が会
長宅である場合は、会長の
住所となります。)

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称 **〇〇自治会**

所在地 **宍粟市〇〇町××5番地**

新会長で申請してくださ
い。

代表者の氏名及び住所

氏 名 **宍 粟 未 来**

住 所 **宍粟市〇〇町××5番地**

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

添付書類
総会議事録の写し・代表者承諾書

1 変更があった事項及びその内容

- ・代表者氏名、住所 (変更後) **宍 粟 未 来 宍粟市〇〇町××5番地**
(変更前) **宍 粟 太 郎 宍粟市〇〇町××3番地2**
- ・事務所所在地 (変更後) **宍粟市〇〇町××5番地**
(変更前) **宍粟市〇〇町××3番地2**

2 変更の年月日

- ・令和〇〇年××月□□日 ※議決日以降の日付

3 変更の理由

- ・ **任期満了に伴う役員改選**

おおむね総会の日(規約に別の定めがある場合はその日付)

任期満了の場合

添付書類

総会議事録の写し・代表者承諾書

様式第 10 号(地方自治法施行規則第 22 条関係)

書類の提出日と
してください。

令和〇〇年××月□□日

宍粟市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称 **〇〇自治会**

所在地 **宍粟市〇〇町××5番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **宍 粟 未 来**

住 所 **宍粟市〇〇町××5番地**

主たる事務所の所在地は、
規約でご確認ください。(例
えば、事務所の所在地が公
民館である場合は、その所
在地となります。)

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

P22 参考例を参照

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

総会議事録の写し

認可地縁団体印鑑登録申請書

書類の提出日としてください。

宍粟市長 様

令和〇〇年××月□□日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		〇〇自治会	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		宍粟市〇〇町××5番地	
	(資格) 氏名	(代表者) 宍粟未来	生年 月日	昭和〇年×月△日
	住所	宍粟市〇〇町×× □□番地		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☒ 本人 住所 宍粟市〇〇町××5番地

☐ 代理人 氏名 宍粟未来

(注意事項)

- 1 この申請は、原則、申請者本人が自が必要で
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体
- 3 氏名の次には、代表者等が住所を有している市区町村において登録を受けている個人の印鑑を押印してください。申請にあたっては、発行後3か月以内の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

代理人の場合は、委任状が必要です。(告示事項に告示された代理人に限る)

市記入欄： 年 月 日 認可地縁団体印鑑の登録をしてよろしいか。

課長	副課長	係長	係員	起案者

本人確認資料 (☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 保険証 ☐ その他 ())

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

宍粟市長 様

書類の提出日と
してください。

令和〇〇年××月□□日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		〇〇自治会	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		宍粟市〇〇町××5番地	
	(資格)	(代表者)	生 年	昭和〇年×月△日
	氏 名	宍 粟 未 来	月 日	
住 所		宍粟市〇〇町×× □□番地		

之 印
自 治
会 長

印鑑亡失の場
合にのみ、押
印不要です。

印鑑亡失の場合
は実印を押印し
てください。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☒ 本人 住 所 宍粟市〇〇町××5番地

☐ 代理人 氏 名 宍 粟 未 来

(注意事項)

- この申請は、原則、申請者本人が自ら手続きしてください。
要です。
- 登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、代表者等が住所を有している市区町村において登録を受けている
個人の印鑑を押印し、発行後3か月以内の印鑑登録証明書を添付してください。
- 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

代理人の場合は、委任状が必要です。(告
示事項に告示された代理人に限る)

市記入欄： 年 月 日 認可地縁団体印鑑の登録を抹消してよろしいか。

課長	副課長	係長	係員	起案者

本人確認資料 (☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 保険証 ☐ その他 ())

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

書類の提出日としてください。

宍粟市長 様

令和〇〇年××月□□日

登録されている 認可地縁団体印鑑 自治 会 長 之 印	認可地縁団体の名称		〇〇自治会	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		宍粟市〇〇町××5番地	
	(資格) 氏名	(代表者) 宍粟 未来	生年 月 日	昭和〇年×月△日
	住所	宍粟市〇〇町×× □□番地		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 3 枚の交付を申請します。

申請者 ☒ 本人 住所 宍粟市〇〇町××5番地

☐ 代理人 氏名 宍粟 未来

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。
- 2 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代理人の場合は、委任状が必要です。(告示事項に告示された代理人に限る)

市記入欄： 年 月 日 証明書を交付してよろしいか。

課長	副課長	係長	係員	起案者

本人確認資料 (☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 保険証 ☐ その他 ())

(注) 証明手数料として1通 300 円必要になります。

認可地縁団体印鑑登録証明書

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		〇〇自治会	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		宍粟市〇〇町××5番地	
	(資 格) 氏 名	(代表者) 宍 粟 未 来	生年 月 日	昭和〇年×月△日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

宍粟市長 福 元 晶 三

様式第 15 号

書類の提出日として
ください。

令和〇〇年××月□□日

宍粟市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **宍粟市〇〇町××5番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **宍 粟 未 来**

住 所 **宍粟市〇〇町××5番地**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
公民館	85.95 m²	宍粟市〇〇町△△1番地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	170.15 m²	宍粟市〇〇町△△1番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
宍 粟 太 郎	宍粟郡〇〇町××10 番地
宍 粟 花 子	宍粟市〇〇町××200 番地

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

参考様式

委任状

令和〇〇年××月□□日

宍粟市長 様

委任した日としてください。



委任者	団体の名称	〇〇自治会	
	住所	宍粟市〇〇町××5番地	
	氏名	宍粟 未来 (印)	(宍粟) 自治会長の印
	生年月日	(昭和) ・ 平成 〇〇年××月□□日	
委任内容		☐ 印鑑登録申請 ☒ 印鑑登録証明書 1通 ☐ 印鑑登録廃止申請	
私は、上記手続き並びに上記証明の申請・交付・受領に関する権限を、下記代理人に委任いたします。			
代理人	住所	宍粟市〇〇町××100番地	
	氏名	宍粟 花子	
	生年月日	(昭和) ・ 平成 〇〇年××月□□日	

※代理人の方の本人確認書類（運転免許証、保険証など）を持参してください。

※代理人とは、地方自治法施行規則第19条第1項第1号トにより、代理人として告示されている者に限ります。